

# 地域のくらしと個人情報

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報保護についての意識が高まり、事業者の取組も進んできました。

一方、法の趣旨の誤解から名簿の作成が中止されるなど、過剰ともいえる反応もあるようです。特に町会等の地域社会における個人情報の取扱いについては、戸惑いも見られます。

個人情報は、保護と利用のバランスが大切です。

あらためて、地域における個人情報の保護について考え、適切な利用を心がけましょう。



個人情報保護法ってなあに？

個人情報をきちんと守っていくためのルールを定めたものよ。自分の情報を勝手に使われたり漏らされたりすると困るでしょう。

個人情報を何に使うか利用の目的を明確にしたり、きちんと管理することを事業者に求めているの。

どうして法律が必要になったんだろう？

パソコンやインターネットの普及などで、一度にたくさんの個人情報を扱うようになったでしょう。個人情報の漏えい、不適切な取扱いによる個人のプライバシーや権利利益の侵害を防ぐ必要性が高まったということね。

企業からの漏えい事故も多いよね。

名簿を利用した電話勧誘は止めさせられないのかしら？

**個人情報の保護に関する法律**…平成 17 年 4 月 1 日全面施行。個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者が個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。

**個人情報漏えい事故**…IT化の進展などにより漏えい事故の被害は大量、広範囲になり、被害の拡大防止は難しくなっています。また、漏えいした名簿が一人暮らしの高齢者などへの訪問販売、電話勧誘に利用されるなど、様々な消費者被害が発生しています。

\*事業者が公表した個人情報の漏えい件数 1,556 件 うち、顧客情報は 1,531 件 (98%)  
(平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要 (内閣府) から)

どんなものが「個人情報」になるの？

氏名、生年月日、住所、家族関係、職業など、特定の個人を識別することのできる情報を、個人情報というんだ。写真や映像も個人情報になる場合があるから、注意が必要だね。



うちの店にはどんな義務があるのかな？

法でさまざまな義務を課せられるのは個人情報取扱事業者という5千人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者なんだ。町会やNPOなど非営利の団体も規模により法の対象になるんだよ。

でも大切なのは、個人情報取扱事業者にならなくても、法の趣旨に沿って個人情報を適正に取り扱うことなんだ！

東京都では、条例ですべての事業者に努力義務を課しているし、各省庁もいろいろなガイドラインを定めているよ。



うちは対象にならないけれど、クリーニング店の顧客名簿も個人情報だから、取扱いは適切にしよう。

適正に作成された名簿を利用して営業することは個人情報保護法の違反にはならないんだよ。

不要な電話勧誘に対しては、「契約しません」と明確に意思表示するのが一番。何か心配なことがあれば地元の消費生活センターに相談してみよう。



**個人情報**…生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。

**個人情報取扱事業者**…5千人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者。非営利の団体も含みます。

**東京都の個人情報保護条例**…東京都では5千人以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても、個人情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めることとしています。

**適用除外**…憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）には、法の義務は適用されません。

個人情報保護法があるから町会名簿を配れない  
というのは本当なの？



個人情報保護法は、町会などの名簿の作成や配付を  
禁止しているわけではないよ。作り方や使い方について、  
きちんと注意すれば配れますよ。

一人暮らしの高齢者など災害弱者  
の個人情報を共有して災害時に  
役立てたいですね。



地震や台風などに備えて、災害弱者に関する情報を共有  
することは、迅速な支援を行うために効果的だね。

でも、これらの情報が一般に知られると悪質な訪問販売に  
利用されるなどの心配もある。慎重な取扱いを要する個人  
情報だから、配付用の名簿に載せるものではないよ。

町会で共有するのなら、本人や近親者から申告してもらい、  
利用者を最小限に限定して厳重に保管する必要がある。

町会の中でよく話し合うことが大切だね。



## 個人情報保護の基本理念

法は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に  
慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、  
その適正な取扱いが図られなければならないと定めて  
います。

個人情報の取扱いに当たっては、状況に応じて保護  
と利用の適度なバランスを保つことが大切です。



# ● 名簿を作成・配付するときのポイント ●

**利用や管理の方法についてルールを定め、できるだけ多くの会員から同意を得て作成・配付しましょう**

東京都のアンケート※によると、回答した町会の約8割で名簿を必要としているんだね！作るときのポイントを確認しよう。  
※下枠内のグラフ参照

## 1 ルール作り

名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意の取り方、管理方法などについて話し合い、ルールを作りましょう。

ルールについては、総会や会報などで会員に説明するなど、周知に努めましょう。

## 2 利用目的

会員相互の親睦・連絡など名簿の利用目的を定め、それ以外には使わないようにしましょう。また、災害弱者の情報など執行部で把握しておく情報と、一般の会員に配付する名簿に載せる情報は、分けて考えましょう。

## 3 本人同意

あらかじめ本人の同意を得るようにしましょう。趣旨を十分に説明し、同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。

※項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの工夫をしましょう。

※同意を得る以外にも、本人の求めがあった場合には個人情報削除することをあらかじめ明らかにした上で、作成・配付することができます。

## 4 管理方法

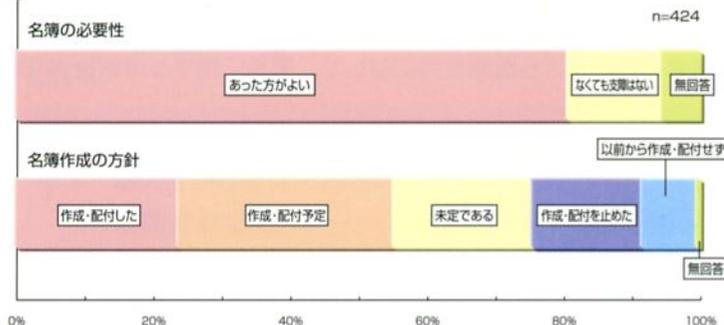
名簿の配付先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。名簿が外部の者に渡り、営業活動等に利用されたりすることのないよう、名簿の見やすい場所に、注意事項を明記しましょう。

学校やPTAの名簿や連絡網なども、同じ考え方で作成できるね！

### 注意事項記載例

#### ○○会名簿

この名簿は、会員相互の親睦と連絡のために利用するものです。  
営業活動に使ったり、会員以外の人の手に渡ることのないよう、取扱いは十分注意してください。



東京都では、区部の町会連合会の協力を得て調査を行い、424町会から回答を得ました。

調査結果を見ると、81%の町会で名簿が「あった方がよい」と答えていますが、実際に名簿を「作成・配付した」か、又は「作成・配付予定」としているのは、55%となっています。

(平成18年10月 東京都実施)



商店街で福引をやったんだけど、当選したお客さんの名前を掲示してもいいのかな？

お客さんから同意を取れば、掲示することができます。このほかにも、名前を掲示することなどをあらかじめ福引会場で明らかにしておく方法もあります。



警察から捜査への協力を求められています。患者さんの情報を答えてもいいのでしょうか？

警察の捜査に協力するなど、法令に定めのある場合には、患者本人からの同意を得なくても、回答することができます。

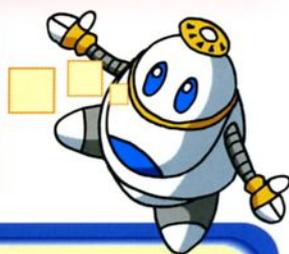


第三者提供

交通事故で搬送されてきた患者さんの家族から、入院しているかどうかの問い合わせがありました。答えてもいいのでしょうか？

生命や身体の保護に必要な場合には、本人から同意を取らなくても、家族に情報を伝えることができます。

個人情報、慎重に取り扱うべきものなので、第三者に提供する場合には原則として本人の同意が必要ですが、本人の同意がなくても提供できる場合があります。次の場合を参考にして対応しましょう。



～本人の同意を得なくても個人データ（※1）を第三者に提供できる場合～

1 法令に基づく場合

・刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合 など

2 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供依頼があった場合

・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合 など

3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

4 国、地方自治体等に協力する場合

・税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

・犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持の観点から、警察機関が行う情報収集活動に協力する場合 など

私の勤務先は個人情報取扱事業者に該当します。  
法律上、どのような義務が課せられていますか？



## 個人情報取扱事業者には次のような義務が定められています

### 1 利用する目的を明確にすること（法15条、16条）

個人情報の利用目的をできる限り明確にしてください。  
利用目的以外の利用はできません。

### 2 適正に取得し、利用目的を本人に明らかにすること（法17条、18条）

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。  
個人情報を取得したときは利用目的を通知又は公表してください。なお、直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示する必要があります。

### 3 正確な内容にしておくこと（法19条）

利用目的の達成に必要な範囲で、個人データ（※1）を正確かつ最新の内容に保つよう努めてください。

### 4 安全に管理すること（法20条、21条、22条）

個人データの漏えいや滅失を防ぐための安全管理措置を講じてください。  
また、従業者や委託先に対する監督も必要です。

### 5 第三者に同意なく提供しないこと（法23条）

本人の同意を得ないで、他の事業者などの第三者に個人データを提供してはいけません。  
ただし、一定の条件に該当する場合は、提供することができます。詳しくは6ページをご覧ください。

### 6 開示・訂正・利用停止等を行うこと（法25条、26条、27条）

本人からの求めに応じて、保有個人データ（※2）の開示、訂正、利用停止等を行ってください。  
また、保有個人データを不適正に取り扱っているときは、本人からの求めに応じて、必要な限度で利用の停止・消去を行ってください。

### 7 苦情の処理を行うこと（法31条）

苦情受付窓口の設置など必要な体制を整備し、本人から苦情などの申し出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めてください。

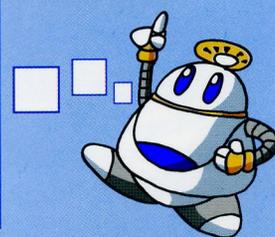
### 不適正な個人情報の取扱いがあった場合には・・・

個人情報保護法に基づき、その事業者に対する権限を有する大臣（知事）から助言、勧告、命令等が行われます。

また、個人情報保護法には、命令に反して是正措置を講じない事業者に対する罰則も規定されています。

※1 **個人データ**とは…特定の個人情報を検索できるよう体系的に整理、記録されたデータベース等を構成する個人情報です。（紙媒体に記録されたものを含む。）

※2 **保有個人データ**とは…個人データのうち開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する個人データです。



## プライバシーポリシーを宣言しよう!

地域における活動を行う町会、自治会、商店会、NPOなどの団体や、個人商店など小規模な事業者は、個人情報取扱事業者に該当することは少ないのですが、それぞれの状況に応じた個人情報の取扱いが求められます。

各団体でのルール作りが、個人情報を巡るトラブルを防ぐためのポイントです。

これを機会に、プライバシーポリシー（個人情報の取扱いについて定めたもの）を宣言するなど、個人情報の保護と適切な利用を心がけましょう。

## 相談窓口のご案内

### 東京都の相談窓口

個人情報に関するご相談は・・・

<個人情報相談総合窓口>

◆生活文化局広報広聴部情報公開課〔都庁第一本庁舎 28 階〕

(\*生活文化局は平成 19 年 4 月 1 日から生活文化スポーツ局に名称を変更します。)

03-5388-3160 (平日午前 9 時～午後 5 時)

契約トラブルに関するご相談は・・・

◆東京都消費生活総合センター 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階

03-3235-1155 (平日午前 9 時～午後 4 時)

## ホームページのご案内

### 東京都ホームページ

◆東京都の個人情報保護制度について

<http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/>

### 内閣府ホームページ

◆個人情報保護法について

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/>

